

建築基準法第43条第2項第2号の規定による 許可申請にあたって（手引き）

令和2年11月

1. 許可申請の前に

建築基準法第43条の規定「敷地が建築基準法第42条の道路に2m以上接すること」を満たさない建築物であるかどうかを、建築住宅局建築安全課で確認してください。建築基準法上の道路種別が未判定の場合は、道路調査書を建築安全課へ提出し、その結果が道路でない場合に許可申請等が必要になります。

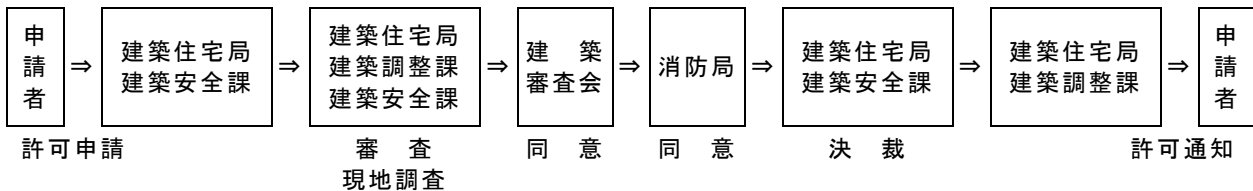
2. 許可について

法43条第2項第2号の規定による許可は、原則として、あらかじめ建築審査会の同意を得ている「許可基準（包括同意基準）」に適合しているものについて行います。

3. 許可の申請

許可申請書の正本及び副本に「5. 許可申請書に添付する図書」をそれぞれ添えて申請してください。

①許可の流れ



②申請手数料について

神戸市収入証紙33,000円分を許可申請書（正）に貼付してください。

③許可申請書の入手について

許可申請書（正第一面・第二面・第三面・副第一面のセット）は神戸市ホームページからダウンロードしてください。

「建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/43.html>

* 提出の際は、副本にも第二面、第三面の添付をお願いします。

4. その他

建築基準法第43条第2項第1号の規定による特定行政庁の認定を受けた建築物は、当該許可は必要ありません。

5. 許可申請書に添付する図書

- (1) 委任状（代理者が申請手続きを行う場合。建築主及び代理者が捺印したもの。副本は写して可）
- (2) 付近見取図（住宅地図又は1/2500地形図で、周辺のわかるもの）
- (3) 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線（赤）、敷地内における建築物の位置及び階数、申請部分と申請以外の部分の別、敷地の接する道又は空地（幅員が4 m未満の場合においては、敷地から建築基準法上の道路までの部分）の位置、幅員及び構成、道路状に整備する部分を明示するための見切り、仕上げの方法等並びに隣接する建築物の位置、用途及び階数を記入したもの。）
- (4) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火戸の位置、工場の場合は、作業内容並びに機械設備及び生産設備の名称、位置、出力等を記入したもの。）
- (5) 面積表（敷地面積、建築面積、延べ面積、用途別面積及び増築等の場合は既存部分・増築部分等の用途別面積も記入すること。）
- (6) 2面以上の立面図（縮尺、開口部防火戸の位置及び壁面等の仕上げを記入したもの。）
- (7) 2面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井高さ、軒の高さ及び建築物の高さを記入し、道路及び隣地との高さ関係を記入したもの。）
- (8) 周辺現況写真（敷地及び敷地周辺の状況が把握できるような位置から撮影し、撮影方向を示すこと。）
- (9) 日影図（法第56条の2第1項による日影規制の対象建築物の場合。）
- (10) 許可申請理由書（当該計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障なしとする理由等を簡潔に書き、建築主が捺印したもの。）
- (11) 許可概要書（下記よりダウンロードできます。正本のみに綴じ込まずに添付してください。）
「建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可」
<https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/43.html>
- (12) 通路所有者の同意書（①：通行承諾、②：現状の通路を将来にわたって存続させ、維持管理していくこと、③：①②についての第3者継承）
- (13) 公図及び登記簿（通路部分の地番及び所有者が確認できるもの。）
- (14) 工場及び危険物調書（工場及び危険物の貯蔵がある場合のみ。）
- (15) その他添付を必要と指示された資料（準耐火リスト等）

※増築の場合は、既存建築物の記載が必要です。

6. 建築審査会に関し必要なデータ

個別審査として取り扱う場合は、建築審査会説明用として、許可申請時に、許可申請用図書（前記4の(2)～(9)）のデータ（JPEGもしくはPDF）を提出してください。図面は原則として北を上にして、出来るだけ単純化し着色等によりわかりやすく表現してください。

問い合わせ先	建築住宅局建築安全課整備係	TEL：078-595-6554
--------	---------------	------------------